

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和4年度（2022年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

令和4年（2022年）6月

1. 策定の趣旨

平成 28 年（2016 年）10 月に第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定後、平成 31 年（2019 年）3 月に「将来のごみ処理体制についての方針」を策定、令和 2 年（2020 年）8 月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を公表したことや、平成 30 年（2018 年）10 月の「かまくらプラごみゼロ宣言」及び令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の施行等本計画策定後の状況の変化を踏まえ、令和 3 年（2021 年）6 月にごみ処理基本計画を見直しました。

令和 4 年度（2022 年度）のアクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図り焼却量の削減の取組を行うとともに、安定的なごみ処理体制を構築するために、当該年度に重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものです。

2. 基本理念及び基本方針

環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、ごみ処理基本計画では、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念としています。

また、基本理念の実現に向け6つの基本方針を定めています。

**基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」
の実現を目指して**
～モノを大切に して 心豊かな生活を～

基本方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

基本方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

基本方針
6

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

3. 基本方針に基づく施策の展開

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開することとしています。施策の体系は次のとおりです。なお、「R4年度取組」欄の「○」は、6ページ「5. 令和4年度（2022年度）重点的な取組」に掲げたそれぞれの重点項目に位置付けた施策であることを示しています。

基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

施策と主な取組		R4年度 取組
施策1-1 リデュース （発生抑制）の推進 （食品ロス）	(1) 家庭における食品ロスの削減	○
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減	○
	(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	○
	(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究	○
	(5) 未利用食品を活用するための活動の支援	○
施策1-2 リデュース （発生抑制）の推進 （食品ロス以外）	(1) 使い捨てプラスチックの削減	○
	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	○
	(3) 水切りの普及啓発	○
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	○
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進	○
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	○
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○
施策1-3 リユース （再使用）の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	
施策1-4 リサイクル （再生利用）の推進	(1) 家庭系生ごみの資源化	○
	(2) 紙おむつの資源化	○
	(3) 事業系ごみの最適な資源化	○
	(4) ごみと資源物の分別徹底	
	(5) 店舗等の店頭回収の促進	

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組		R4年度 取組
施策2-1 市民に対する 働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○
	(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(3) 多様なツールによる情報発信	○
	(4) 学校等における環境教育等の推進	○
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援	
	(6) 不適正な排出に対する指導	○
施策2-2 事業者に対する 働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	○

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

施策と主な取組		R4年度 取組
施策3 適正かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	(1) ごみの適正処理の推進	○
	(2) 処理における環境負荷の低減	
	(3) 処理経費の削減に向けた検討	
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進	

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組		R4年度 取組
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○
	(2) 分別しやすい排出方法の検討	○
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	

基本
方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策と主な取組		R 4 年度 取組
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組の推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○
施策5-2 事業所としての 市の取組	(1) 市施設における3Rの取組	
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	

基本
方針
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理体制の構築

施策と主な取組		R 4 年度 取組
施策6 将来にわたる安定的な ごみ処理体制の構築	(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築	○
	(2) バックアップ体制の構築	○
	(3) 災害時の協力支援体制	○
	(4) ごみ処理施設等のあり方の検討	○

4. ごみ処理基本計画に定める焼却量について

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量（推計）

焼却見込量 (t/年) ㉠	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
	29,290	29,206	29,121

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値（単位：t）

年度 項目		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
家庭系	生ごみの資源化	0	0	988
	紙おむつの資源化	0	0	0
	紙類等の分別徹底	190	93	92
事業系	生ごみの資源化促進	453	226	226
	紙おむつの資源化	0	0	0
	紙類の分別徹底	78	39	40
	生ごみ等以外の資源化	0	0	0
総計／年度		721	358	1,346
㉡ 累計		2,532	2,890	4,236

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量（目標値） (㉠－㉡) (t/年)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
	26,758	26,316	24,885

5. 令和4年度（2022年度）の重点的な取組

基本方針に基づく施策と主な取組のうち、令和4年度（2022年度）は次の6項目を重点項目に掲げ、進行管理を行います。

重点項目1 食品ロスの削減の取組

重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

重点項目3 新たな資源化

重点項目4 市民サービスの向上

重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

重点項目 1

食品ロスの削減の取組

食品ロスについては、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロス削減推進法」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえ、リデュース（発生抑制）の推進を図るための中心的施策に位置付け、引き続き、消費者や事業者と連携協働を図りながら、その取組を拡充していきます。

《家庭における食品ロスの削減》

施策 1-1-(1)

令和 3 年度（2021 年度）に行った家庭系燃やすごみの組成調査では、厨芥類を細分化し、より詳細な調査を行いました。厨芥類の中で「食べ残し等」のごみの割合が最も多いことが把握できたため、食べ残しの減量を図ることを中心に、市の刊行物やパンフレット、SNS（Facebook や Twitter など）による食品ロス削減の啓発を行います。

また、国・県等の取組にあわせ本市でも同じ時期に啓発を行うなど、より効果的な周知・啓発を行います。

《飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ》

施策 1-1-(2)、施策 5-1-(4)

本市は観光地であり、事業所の中で飲食店が約 15%と最も高い割合を占め、事業系生ごみの中でも食べ残しによる生ごみが多く排出されていることから、飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけ 3010（さんまるいちまる）運動の推進、少量メニューの導入、ドギーバッグの利用促進などにより、食品ロスの削減に向けて取組を進めます。

令和 3 年度（2021 年度）に創設した「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」については、啓発指導員による啓発・訪問や飲食業組合、商工会議所などへの周知を行い、協力店の登録を推進します。

既に協力店として登録されている事業者に対しては、食品ロスの削減につながる情報を発信し、食品ロスの削減及び食品リサイクルの取組を一層強化するよう意識啓発を図ります。

あわせて、協力店には、店頭へステッカー・ポスターの掲示や具体的な取組内容の掲示などにより、利用者に対する周知啓発を求めます。さらに、気候変動への意識や危機感が高まっている中で、食品ロスの削減が温室効果ガスの削減につながることにについても周知します。

《食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR》

施策 1-1-(3)

「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」の登録事業者が実施している、食品ロスの削減の取組や工夫している内容をホームページやSNS（Facebook や Twitter など）で

発信します。また、食品ロス削減協力店マップ等を掲載した、「鎌倉市3R推進ポータルサイト」を活用し、情報発信の充実を図ります。

《食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究》

施策 1-1-(4)

令和3年度（2021年度）から家庭系ごみの組成調査における厨芥類の調査項目を細分化したため、その経年変化の把握を行います。

調査結果を踏まえ、効果的な削減方法やその啓発方法について検討します。

《未利用食品を活用するための活動の支援》

施策 1-1-(5)

食品ロスの削減施策及び生活困窮者への支援を強化するため、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」を行います。生活困窮者支援事業との連携を図り、年間を通じた寄付の受入れ、受入れ窓口等の具体的手法について検討を進めます。また、鎌倉市SDGsつながりポイント事業（まちのコイン）と連携を図り、受入の促進を図ります。

事業者に対しては、引き続き食品ロスの削減の要請とあわせてフードバンクの周知・啓発を図ります。

《学校等における環境教育等の推進》

施策 2-1-(4)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、ウェブ会議システムを活用し、食品ロスの削減に関する理解と実践を子どもたちに促します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭における食品ロスの削減				SNS（FacebookやTwitter）等による啓発								
② 飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ				鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請や協力店取組PR								
③ 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR				鎌倉市食品ロス削減協力店制度の協力店取組PR								
④ 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法調査・研究				令和3年度組成調査結果を踏まえた検討								
⑤ 未利用食品を活用するための活動の支援				フードドライブ			フードドライブ			フードドライブ		
⑥ 学校等における環境教育等の推進				ウェブ会議等を活用した環境教育								

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・施策 1-1-(1) 家庭における食品ロスの削減
- ・施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減

- ・施策 1-1-(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR
- ・施策 1-1-(4) 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法の調査・研究
- ・施策 1-1-(5) 未利用食品を活用するための活動の支援
- ・施策 2-1-(4) 学校等における環境教育等の推進
- ・施策 5-1-(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

重点項目 2

家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

3 R の取組のうち家庭及び事業活動におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組を継続して実施するとともに、その取組を拡充していきます。

《使い捨てプラスチックの削減》

施策 1-2-(1)

《ライフスタイルの見直しに向けた啓発》

施策 2-1-(1)

プラスチックごみ削減施策としては、レジ袋の削減のため、循環型エコバッグの社会実験として、試行的に市で作成したエコバッグを使用して、事業者と連携してエコバッグの普及促進を進めます。使い捨てペットボトルの削減については、引き続き、民間事業者と協力し、公共施設や駅等に水道直結式ウォーターサーバー設置の拡大を図っていくとともに、給水スポットマップ等を掲載した「鎌倉市 3 R 推進ポータルサイト」を活用し、普及啓発を図ります。また、鎌倉市 SDG s つながりポイント事業（まちのコイン）と連携し、ウォーターサーバーの使用の促進を図ります。

令和 4 年(2022 年) 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応するため、環境省等と協議しながらプラスチック資源の分別収集・再商品化計画を作成するとともに、プラスチック製品の製造事業者等との協議を継続し、事業者による使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化を促進します。

《新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応》

施策 1-2-(2)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応としては、今後、衛生面からの使い捨てプラスチックの必要性に配慮しつつ、新しい生活様式の中で過剰な使用につながるプラスチック類の削減などごみや資源化の削減に向け、引き続き、分別の徹底やリデュース施策の推進を図ります。

《水切りの普及啓発》

施策 1-2-(3)

生ごみの約 8 割が水分であることから、水切りの効果や具体的な方法を紹介することにより、水切りについての普及啓発を継続します。

《家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及》

施策 1-2-(4)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新たな生活様式や、環境意識の向上に伴い、生ごみ処理機の需要が増加している状況を踏まえ、さらなる普及拡大を目指します。

市役所窓口において、生ごみ処理機の種類・使用方法などの説明を行い、ライフスタイルに合った機種選定等のサポートを行います。

また、助成制度の利用者に対し、継続使用を促す取組として、生ごみ処理機購入後の使用状況を確認し、必要に応じて生ごみ処理機を適正に利用する方法を説明するなど、アフターフォローを実施します。

購入費助成制度は、平成 14 年（2002 年）から現在の非電動型 9 割、電動型 7 割 5 分の補助割合で実施しておりますが、近年高額な機器の申請数が増加している状況を踏まえ、令和 4 年（2022 年）4 月より助成金の上限額を 4 万円から 3 万円に引き下げ予算の範囲内で多くの市民に助成を行っていきます。

《不用品登録制度などのリユース制度の拡充》

施策 1-3-(1)

不用となった家具等のリユース（再使用）を進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向けて、引き続き制度の周知拡大を図ります。これまで行ってきた市の刊行物やごみ減量キャンペーン、SNS（Facebook、twitter）を継続しながら、新たに鎌倉市LINE公式アカウント、イベントでの制度周知を図ります。

《生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上》

施策 1-2-(6)

多量排出事業者（月に 3 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）や準多量排出事業者（月に 1 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）を戸別訪問する際、分別の徹底とともに、使い捨て物品等の削減、量り売り、過剰包装について引き続き訪問指導を図ります。

市民、事業者等と連携し、製品の販売工程で使用する容器包装を削減するため、量り売りイベント等を実施し、周知・啓発を図ります。

《3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供》

施策 2-1-(2)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、引き続き動画配信により集合方式でない説明やウェブ会議システムを活用した情報提供を図ります。また、広報かまくらの「こちら環境通信局！」や「ごみ減量通信」等を通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）について、家庭・地域に向けた啓発を行います。

《多様なツールによる情報発信》

施策 2-1-(3)

若手世代や転入者、単身世帯など比較的小さいごみに無関心な層への周知を図るために、スマートフォンやパソコンなどで利用できるアプリケーション「LINE」を活用して、資源物とごみの分け方・出し方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」のさらなる周知を行います。また、既存のホームページをはじめとして、SNS（Facebook や Twitter、note など）等の情報発信ツールの活用し、誰もが 3R に関する情報に触れられる環境を整備します。

《学校等における環境教育等の推進》

施策 2-1-(4)

小中学校等における環境教育については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、ウェブ会議システムを活用し、本市のごみの現状や課題、3R、地球温暖化について、子ども達の理解を深めます。

《不適正な排出に対する指導》

施策 2-1-(6)

ごみや資源物の分別に関して、ワンルーム等の共同住宅の居住者、転入者を中心とした分別の周知等を実施します。また、不適正排出に対しては、必要に応じて内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 使い捨てプラスチックの削減 ライフスタイルの見直しに向けた啓発	ポータルサイトの運用開始、ウォーターサーバー設置											
② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	分別徹底やリデュース策の推進											
③ 水切りの普及啓発	ホームページ等による啓発											
④ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	生ごみ処理機の常設展示、購入費助成											
⑤ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	SNS等での周知啓発											
⑥ 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	多量排出事業等への戸別訪問による指導、イベント等での周知啓発											
⑦ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	動画配信等での周知啓発											
⑧ 多様なツールによる情報発信	SNS等による情報発信											
⑨ 学校等における環境教育等の推進	ウェブ会議等による環境教育											
⑩ 不適正な排出に対する指導	内容物調査等の実施											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-2-(1) 使い捨てプラスチックの削減
- ・ 施策 1-2-(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応
- ・ 施策 1-2-(3) 水切りの普及啓発
- ・ 施策 1-2-(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及
- ・ 施策 1-2-(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上
- ・ 施策 1-3-(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充
- ・ 施策 2-1-(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発
- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育等の推進
- ・ 施策 2-1-(6) 不適正な排出に対する指導

【関連する施策番号】

- ・施策 2-1-(5) 地域での環境学習や 3 R の取組支援
- ・施策 5-1-(1) 3 R 推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組
- ・施策 5-1-(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

新たな資源化

《家庭系生ごみの資源化》

施策 1-4-(1)

生ごみは、家庭系の燃やすごみの約半分を占めていることから、資源化することで燃やすごみの大幅な減量が期待できます。また、水分を多く含む生ごみの焼却は燃焼効率が悪く、資源化により温室効果ガスの削減にも寄与します。

生ごみ資源化施設整備については、今後も施設候補地周辺住民との信頼関係の構築に努め、引き続き協議していきます。

《紙おむつの資源化》

施策 1-4-(2)

紙おむつの資源化の検討に当たっては、これまでサウンディング調査による民間事業者の参入意向を探り、国、他の自治体及び民間事業者の動向を注視してきました。引き続き、動向把握に努めるとともに、設備機器の導入による資源化の可能性を探るため、民間事業者との連携による資源化実証実験について検討を進めます。

《事業系ごみの最適な資源化》

施策 1-4-(3)

事業系ごみの全量資源化の実施に当たっては、混合ごみのまま処理が可能な手法について、公募型プロポーザルにより事業者を決定した上で実施します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系生ごみの資源化	地元住民との協議											
② 紙おむつの資源化	処理体制及び設備機器の枠組の構築について検討											
③ 事業系ごみの最適な資源化	プロポーザル	契約	資源化実施									

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-4-(1) 家庭系生ごみの資源化
- ・ 施策 1-4-(2) 紙おむつの資源化
- ・ 施策 1-4-(3) 事業系ごみの資源化

【関連する施策番号】

- ・ 施策 1-4-(4) ごみと資源物の分別徹底
- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

重点項目 4

市民サービスの向上

ごみ処理基本計画では、超高齢社会の到来や行政サービスの向上等を考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の社会的弱者に対する収集体制のあり方を検討することとしています。

《家庭系ごみ戸別収集の検討》

施策 4-1-(1)

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があると考えられ、さらに、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集は、モデル地区における実施を経て、全市拡大に向けて準備を進めたものの、費用負担が過大であるなどの理由により実施に至らなかった経過がありますが、県内の他自治体の状況を踏まえ、改めて効率的な収集方法や経費の抑制策の整理を行い、実施に向けた具体的な検討を進めます。

《分別しやすい排出方法の検討》

施策 4-1-(2)

分別区分について分かりやすく理解していただくため、引き続き、LINE のアプリを活用した「鎌倉ごみ調べ」により、さらなる周知を行います。また、排出困難者に対しては、排出状況を確認し関係機関との連携を図りながら、福祉制度等の支援に繋げてまいります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の検討	効率的な収集方法や経費の抑制策等について検討											
② 分別しやすい排出方法の検討	LINE（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討

事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

事業系ごみについては、市が収集するのではなく、排出事業者が民間の一般廃棄物収集運搬業許可業者と収集の契約をしており、細かな分別区分は排出事業者の契約先により異なる場合もあります。このため、市では一般廃棄物収集運搬業許可業者と事業系ごみについての情報を共有し、連携して分別徹底を図っています。

《3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供》

施策 2-2-(1)

排出事業者へ分別や排出方法の情報が行き届いていないという実態を踏まえ、分別パンフレットを作成しています。

分別パンフレットは排出事業者訪問時の説明に活用し、事業者の責務、事業者のごみの削減、分別の徹底、食品ロスの削減、排出方法などの情報提供を行い、ごみの削減・適正処理、資源化の取組など循環型社会の形成を促します。

《事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導》

施策 2-2-(2)

平成 25 年（2013 年）1 月に開始した自走式コンベアごみ投入検査機によるピット前検査を引き続き実施し、分別状況の悪いごみについて、持ち帰りや排出元の事業者訪問による指導を行います。

平成 28 年度（2016 年度）からは、専任の職員が排出事業者を個別訪問し、分別の仕方や排出方法を現地で確認するとともに、適正に分別ができていない排出事業者に対しては、適宜指導を行っています。令和 4 年度（2022 年度）も継続して個別訪問を実施し、多量排出事業者（月に 3 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）に対して、市に提出された減量化及び資源化計画書をもとに指導を行い、分別の徹底やごみの減量化を図ります。

準多量排出事業者（月に 1 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）をはじめ、民泊や小規模な事業所に対しても、訪問による分別指導を行うとともに、事業系ごみの排出状況を把握し、課題に対する対応策についても検討し指導します。

《事業所から排出される生ごみ資源化の促進》

施策 1-2-(5)

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の情報提供を積極的に行い、生ごみ資源化の促進を図ります。

また、フランチャイズ型の事業者に対しては、引き続き市内の加盟店の生ごみの資源化を進めるため、フランチャイズ本部へエコフィード（飼料化）や食品リサイクルループの活用について働きかけていきます。

事業系生ごみ処理機については、平成 26 年（2014 年）8 月より事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設していますが、平成 28 年（2016 年）12 月に補助

対象となる生ごみ処理機の処理能力を1日に30キログラム以上から、1日に10キログラム以上へと改定し、小規模の店舗にも導入しやすくしました。令和4年度（2022年度）は、従来の中・小規模事業者、福祉施設に加え、医療機関への利用拡大も目指していきます。

《事業系ごみ処理手数料の見直し》

施策 1-2-(7)

「植木剪定材」の処理手数料については、令和4年（2022年）5月に受けた鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会からの答申を踏まえ、改定に向けた手続きを進めます。

「植木剪定材以外のもの」の処理手数料については、今後、事業系燃やすごみを混合ごみのまま全量資源化を図るため、委託事業者と契約を締結した状況を踏まえ、見直しの検討を行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3 R の具体的な取組についての分かりやすい情報提供				事業者への啓発訪問等の実施								
② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導				ピット前検査及び訪問指導の実施								
③ 事業所から排出される生ごみの資源化の促進				登録再生利用事業者等の情報提供								
④ 事業系ごみ処理手数料の見直し	植木剪定材の手数料改定・植木剪定材以外の手数料改定を検討											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 2-2-(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-2-(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導
- ・ 施策 1-2-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ 施策 1-2-(7) 事業系ごみ手数料の見直し

重点項目 6

安定的なごみ処理体制の構築

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として他の県内市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ体制を構築します。

《広域連携による新たなごみ処理体制の構築について》 施策 6-(1)

《ごみの適正処理の推進》 施策 3-(1)

広域連携によるごみの安定的かつ適正な処理を確実に推進するため、広域化実施計画に基づくごみ減量・資源化施策や各市町が担うごみ処理の役割分担を検討するとともに、令和7年度（2025年度）以降逗子市既存焼却施設を中心に処理を行うに当たって搬入方法等の協議を進めます。

また、逗子市既存焼却施設停止後の将来の広域連携のあり方については、引き続き、広域ブロックの見直しや県内他の市町村との連携について神奈川県との協議を進めます。

《バックアップの体制の構築》 施策 6-(2)

令和3年度（2021年度）に協定締結の意向を示した4事業者と「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定書」の締結を行います。

また、不測の事態が発生した際、円滑に処理できるよう協定締結した事業所と委託契約を締結し一定量の廃棄物処理を行います。

《災害時の協力支援体制》 施策 6-(3)

災害時協定の締結の意向を示した民間事業者との間で協定を締結し、協力支援体制を構築するとともに、平時から情報の共有を図り不測の事態に備えます。

《ごみ処理施設等のあり方の検討》 施策 6-(4)

生活環境整備審議会から答申を得た「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」を踏まえごみ処理施設の整備等の検討を進めていきます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 広域連携による新たなごみ処理体制の構築について				広域化実施計画推進の協議								
② バックアップ協定の締結	協定締結			一定量の廃棄物処理								
③ 災害時の協力支援体制	協議			協定締結								
④ ごみ処理施設等のあり方の検討				処理施設の検討								

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 6-(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築
- ・ 施策 6-(2) バックアップの体制の構築
- ・ 施策 6-(3) 災害時の協力支援体制
- ・ 施策 6-(4) ごみ処理施設等のあり方の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討
- ・ 施策 4-2-(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討